

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日在休日に当たるときは、その翌日)

退任した役員の氏名及び住所

理事	金田 収	倉吉市富海六二九
ク	米田 篤正	倉吉市富海六八九
ク	藤川 嘉昭	倉吉市富海七三〇
ク	仲村 辰夫	倉吉市富海六九四
ク	山崎 重利	倉吉市富海二五四
ク	山崎 巖	倉吉市富海四七四
ク	藤川 嘉昭	倉吉市富海五〇四

平成6年8月26日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	仲村辰夫	倉吉市富海六九四
ク	藤川嘉昭	倉吉市富海二五四
ク	山崎重利	倉吉市富海四七四
ク	山崎巖	倉吉市富海五〇四
ク	藤川嘉昭	倉吉市富海二五四

告示

鳥取県告示第六百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり富海土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

鳥取県告示第六百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり小田南部土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項

平成6年9月20日

鳥取県知事 西尾邑次

平成6年9月20日 火曜日

鳥取県公報

の規定により告示する。

平成6年9月11日

鳥取県知事 西 尾 咲 次

就任した役員の氏名及び住所

理 事 龟 井 基 明 鳥取郡東美田大字黒谷1111-11

平成6年11月11日就任 任期平成7年11月11日まで

鳥取県告示第六百五十三号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十一月鳥取県条例第三十四号）第

七条第三項の規定に基づいて、次のとおり木材業者及び製材業者の登録を変更したので、

同条第三項において準用する同条例第六条第一項の規定により告示する。

平成6年9月11日

鳥取県知事 西 尾 咲 次

1 木材業者

登録番号	登録年月日	氏名又は名称 及び代表者の 氏名	変更事項	変更前	変更後	登録変更 年月日
鳥 7 号	平成5年 4月1日	中田製材所 代表者 中田辰一	代表者の 変更	代表者 中田辰一	代表者 中田吉人	平成6年 9月7日

鳥取県告示第六四五四号

都市計画法（昭和四十二年法律第五百九十九条）第五十九条第一項の規定に基いて、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成6年9月11日

鳥取県知事 西 尾 咲 次

1 施行者の名称

淀江町

1 都市計画事業の種類及び名称

淀江都市計画下水道事業 淀江町公共下水道

1 事業施行期間

平成6年9月11日から平成13年11月30日まで

4 事業地

1 収用の部分 西伯郡淀江町大字西原字浜東、字西園ノ部、字一里塚、字浜西、字浜、字五軒屋、字西ノ原、字北五軒屋、字新坂、字壺瓶、字西亀ヶ原、字新阪ノ下、字西五軒屋、字中亀ヶ原、字宮ノ下、字一里塚ノ下、字手挾、字中外ヶ浜、字川軒屋、字クズ分、字西外ヶ浜、字小波境、字西真砂田、字中真砂田、字東真砂田、字三軒屋北、字壺瓶山、字白

2 製材業者

登録番号	登録年月日	氏名又は名称 及び代表者の 氏名	変更事項	変更前	変更後	登録変更 年月日
鳥 7 号	平成5年 4月1日	中田製材所 代表者 中田辰一	代表者の 変更	代表者 中田辰一	代表者 中田吉人	平成6年 9月7日

一 施行者の名称
東郷町

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成6年9月二十日

鳥取県告示第六百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

中間字浜田、字東浜田ノ一、字坂ノ上、字東八反場、字岩井木、字西八反場、字中屋鋪、字中屋鋪下、字谷田、字寺山、字東屋鋪、字竹ノ下、字浜田ノ下、字西浜田ノ下、字竹ノ下外浜、字海道ノ上、字亀甲、

字亀甲中嶋、字亀甲往来ノ下、字西海道ノ下、字東外浜新田、字西外浜新田、字西沖新田、字沖新田、字灘沖開並びに大字佐陀字越前、字西海道ノ上、字谷田橋ノ東、字放山海道之上、字下畠屋敷、字上屋敷、字東小堀、字繩手、字宮ノ前、字上葉淵、字下葉淵、字下佐陀、字加藤田、字放山海道下、字西海道下、字塚ノ下、字中新田、字東海道下、字長谷川及び字鴨屋新田

2 使用の部分 なし

浜ノ二、字白浜ノ三及び字白浜ノ四、大字小波字後田、字道端、字寺ノ前、字横道、字福田原、字原田、字向原、字東岡畑、字西岡畑、字上前田、字下前田、字砂田、字上井手領、字新屋敷、字川尻り、字東浜畑、字下井手領、字西浜畑、字往来ノ下、字浜屋敷、字中外浜、字西外浜、字西灘浜、字中灘浜、字東灘浜、字東外浜及び字塙川、大字中間字浜田、字東浜田ノ一、字坂ノ上、字東八反場、字岩井木、字西八反場、字中屋鋪、字中屋鋪下、字谷田、字寺山、字東屋鋪、字竹ノ下、字浜田ノ下、字西浜田ノ下、字竹ノ下外浜、字海道ノ上、字亀甲、

字亀甲中嶋、字亀甲往来ノ下、字西海道ノ下、字東外浜新田、字西外浜新田、字西沖新田、字沖新田、字灘沖開並びに大字佐陀字越前、字西海道ノ上、字谷田橋ノ東、字放山海道之上、字下畠屋敷、字上屋敷、字東小堀、字繩手、字宮ノ前、字上葉淵、字下葉淵、字下佐陀、字加藤田、字放山海道下、字西海道下、字塚ノ下、字中新田、字東海道下、字長谷川及び字鴨屋新田

2 使用の部分 なし

追加する部分 東伯郡東郷町大字門田字鯰及び字夕間、大字埴見字岡崎二並びに大字佐美字鯰及び二ノ鯰

四 事業地

昭和五十二年十二月十六日から平成十一年三月三十一日まで

二 都市計画事業の種類及び名称

東郷都市計画下水道事業 東郷町公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十二年十二月十六日から平成十一年三月三十一日まで

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七十五号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十一号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成六年九月二十日

鳥取県公安委員会委員長 松 本

憲

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	恐竜天国	株式会社平和
"	トランプ物語SP	"

	〃	ジパング3	株式会社竹屋
	〃	勝負伝説2	豊丸産業株式会社
	〃	ドンファン	〃
	〃	ハニーフラッシュ7	株式会社ソフィア
	〃	ラーメン道場EX	〃
	〃	ラーメン道場EX2	〃
	〃	漫遊記SP	太陽電子株式会社
	〃	ジュエリー	〃

公
告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により平成6年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成6年9月20日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 試験の種類
一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験
- 試験の方法
 - 試験は、筆記試験及び実地試験とする。
 - 筆記試験は、次に掲げる事項について行う。
 - ア 毒物及び劇物に関する法規基礎化学
 - イ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあっては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては同規則別表第2に掲げる劇物に限る。以下同じ。）の性質及び貯蔵その他の取扱方法
 - ウ 毒物及び劇物の識別及び取扱方法について行う。
- 受験願書の受付期間
平成6年10月3日（月）から同月28日（金）まで（郵送の場合は、平成6年10月28日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。）
- 受験願書の提出先
住所地を管轄する保健所（持参又は郵送による。）
- 受験願書の添付書類
所定の受験願書に、次に掲げる書類を添付すること。
 - 履歴書
 - 写真（申請前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので縦4センチメートル、横4センチメートルの大きさのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）1枚
 - 受験票
- 受験手数料及び納付方法
受験手数料は10,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書に

平成6年9月20日 火曜日

5

付けて納付すること。この場合、消印しないこと。
なお、既納の手数料は、還付しない。

9 その他

試験の詳細については、各保健所に照会すること。

稚報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成6年9月20日

財団法人消防試験研究センター理事長 中 條 永 吉

1 試験の種類及び日時

試験の種類	日	時
甲種危険物取扱者試験	平成6年11月27日（日）	13時15分から
乙種危険物取扱者試験	"	
丙種危険物取扱者試験	平成6年11月27日（日）	10時15分から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県庁講堂
鳥取市扇町21	県民ふれあい会館
倉吉市山根529-2	倉吉体育文化会館

米子市東町160-1 米子市総合研修センター
米子市古豊千520 米子職業能力開発促進センター

米子市旗ヶ崎2030 米子食品会館

3 受験願書の受付期間

平成6年9月26日（月）から同年10月14日（金）まで（郵送による場合は、10月14日（金）までの消印のあるものに限り受け付けける。）

4 受験願書の提出先

〒680 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種危険物取扱者試験にあっては5,000円、乙種危険物取扱者試験にあっては3,400円、丙種危険物取扱者試験にあっては2,700円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

(1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県生活環境部消防防災課、各消防本部又は各地区危険物保安協会において交付する。

(2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（電話 0857-26-8389）に照会すること。